# 医療法人「眞幸会」

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

両立支援制度を充実させ、出産、子育て等をしながら働く職員が安心して長く勤務できるための雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する

計画期間

２０２１年（令和３年）４月１日～２０２６年（令和８年）３月３１日

目標１（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

◆男性職員の子育て目的の休暇の取得促進

* 令和3年4月～　産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など

制度の周知や情報提供を行う

* 令和3年10月～　男性職員が育児休業等を取得しやすい環境作りのための研修内容の検討
* 令和4年4月～　　管理職を対象とした上記研修の実施

目標２（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

◆子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の運営の充実

* 令和3年 9月～　事業所内保育施設の利用状況、運営の現状を把握し、改善点がないか

検討する

* 令和4年4月～ 問題点や改善点の有無について法人会議で検討
* 令和4年9月～ 問題点や改善点を反映させた事業所内保育施設の運営実施

目標３（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

◆子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施

* 令和4年4月～　新型コロナウィルス感染拡大収束を確認し、受け入れ方法や体制について

　　検討

* 令和4年9月～ 参観日の実施、次回に向けての検討

目標４（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

◆採用した職員に占める女性の割合について、現在の水準である85％を維持する

* 令和４年3月～当会のホームページの採用に関するページに、ロールモデルとなる女性職員

　のインタビューを掲載し、女性が活躍できる職場であることを学生や求職者

にアピールする。

* 令和４年9月～　出産や育児を理由に退職した職員に対する再雇用制度を導入する

目標５（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

◆男女ともに育児休業取得率を10％アップさせる

* 令和３年４月～　育児休業の取得状況を把握する
* 令和４年１月～　制度に関する説明用資料を作成し、職員会議等で説明を行う